

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1 施設名	仙台市急患センター
2 指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団
3 指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
4 施設の利用状況	<p>《利用者数》 令和5年度 19,444人(前年度比 154.1%) 令和4年度 12,616人 令和3年度 13,613人</p> <p>《事業》 休日夜間診療所の管理運営 市民医学講座</p>
5 収支の状況	<p>《費用》 ()は前年度決算額</p> <p>※同一の指定管理者が急患センター・北部急患診療所・夜間休日こども急病診療所の3施設を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者に支払った費用 306,192千円(585,601千円) その他市が負担した費用 8,369千円(10,377千円) <p>内訳:急患7,593千円、北部急患469千円、こども急病307千円</p> <p>※指定管理者に支払った費用に使用料収入を足した額が事業費</p> <p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料収入 760,665千円(370,820千円) <p>内訳:急患237,629千円、北部急患181,372千円、こども急病341,664千円</p>
6 利用者の声	<p>《実施状況》 年間を通じて利用者アンケートを実施しており、通年で利用者の声を聴取している。</p>

二 管理運営に係る評価(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野	所見	評価
I 総則	急病患者へ迅速に初期救急医療を提供し、併せて医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。また、服務規律遵守の取組については必要な措置が講じられている。	21/21
II 施設の運営管理体制	職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	30/30
III 施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者の受診時の安全確保と快適な診療環境の整備が図られている。	24/24
IV サービスの質の向上	「看護・医療技術・事務打ち合わせ会議」を実施し、組織内各部門(看護部門・医療技術部門・法人事務局)の情報共有や方針等の現場への周知が図られている。しかし、意見や苦情に対する対応策等の利用者への周知が十分ではないため、改善に向けて早急に取り組む必要がある。	25/28
V 施設固有の基準	本診療所を受診した重症や入院適応等の患者に対し円滑に二次転送がなされるよう、各医会の医師等で構成される休日夜間診療所運営委員会において事例共有を行う等、必要な措置が講じられている。	2/2

三 評価総括

《指定管理者（公益財団法人仙台市救急医療事業団）による自己評価》
<p>急患センターの管理運営を指定管理者として行うことで、仙台市民の健康増進と福祉の向上を図るための初期救急医療提供の機能を果たしてきた。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが、5月から5類に変更されたことから、急患センターにおいても新型コロナウイルス感染症の治療や検査ができるよう、施設体制の整備を図った。</p> <p>医療提供体制の確保にあたっては、人員確保が重要であることから、医師については各医会、大学(医学部)や医療機関等と、医療技術職については、仙台市薬剤師会、急患センター放射線技師部会及び仙台市夜間休日診療所臨床検査技師会と連絡調整を図ってきた。また、看護師をはじめとする医療従事者の質の向上に向けて、必要な教育・指導を行うとともに、適時適切な情報の提供を行った。</p>

《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>公益財団法人仙台市救急医療事業団は、本診療所の施設運営上の基本方針を理解し、診療に1日も穴を開けることなく年間を通じて受診環境を市民へ提供した。このことは、市民の生命と健康を守る本市初期救急の拠点施設として休日・夜間等における急病患者に対し応急的な診療を行うという、本診療所の設置目的に沿ったものであり、評価できる。</p> <p>全国的に医師・看護師等が不足し、休日・夜間に勤務が可能な医師等の確保が困難な中において、東北大学病院をはじめとする医療機関や、開業医等を中心とする各医会と、医師等の派遣に関する協力関係を構築できており、市内外から直接医師を雇用するノウハウを有するほか、同財団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的に診療を行っていることも、評価できる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行されてからは、新型コロナウイルス感染症の治療や検査ができるように施設体制を整備し、新型コロナウイルス感染者も含めた初期救急医療が必要な患者の診療を、感染防止対策を講じながら継続してきたことで、市民の安全安心の確保に貢献したことは、評価できる。</p> <p>利用者の意見等に関する対応手順等の周知・公表については早急に手法を検討し、より良いサービスの提供が出来るよう、苦情解決に向け取り組んでいく必要がある。</p>	A

四 その他特記事項（上記評価項目の他に、指定管理者の優れた取組み等、特に記載すべき事項があれば記載する）

特記事項

◎ 評価担当課(施設所管課):健康福祉局保健衛生部医療政策課